資　料　提　供

令和５年９月 28 日
防災・危機管理部
防災・危機管理課

令和５年台風第 13 号に伴う災害に係る被災者生活再建支援法の適用について

令和５年台風第 13 号に伴う災害により、下記の２市において被災者生活再建支援法の適用基準を満たしましたので、同法の適用を決定しました。

また、同法の適用は中規模半壊世帯以上となっておりますので、半壊世帯や２市を除く市町村については、茨城県被災者生活再建支援補助事業において支援してまいります。

※災害救助法における応急修理との違い

災害救助法は被災者が早期に日常生活を送れるように必要最低限の部分を修理するのに対し、被災者生活再建支援法は被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

記

○被災者生活再建支援法適用市町村

該当市町村	発生日	適用基準
高萩市	９月８日	被災者生活再建支援法施行令第１条第１号
北茨城市	９月８日	被災者生活再建支援法施行令第１条第１号

（参考）被災者生活再建支援法の適用

（１）適用基準（被災者生活再建支援法施行令第１条第１号）

災害救助法施行令第１条第１項第１号を満たす被害が発生した市町村における自然災害

※高萩市の人口　27,699 人（令和２年国勢調査による）の場合
人口 15,000 人以上 30,000 人未満であることから滅失 50 世帯以上で第１号に該当。

※北茨城市の人口　41,801 人（令和２年国勢調査による）の場合
人口 30,000 人以上 50,000 人未満であることから滅失 60 世帯以上で第１号に該当。

（「滅失１世帯」＝全壊１世帯＝半壊２世帯＝床上浸水３世帯）

（２）支給額

区分	基礎支援金 （住宅の被災区分に応じて支給）	加算支援金 （住宅の再建方法に応じて支給）		計
全壊 解体	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅除く）	25 万円	25 万円

【問い合わせ】
防災・危機管理課　総務・危機管理担当　小林、瀧
TEL：０２９－３０１－２８７９